

赤木完爾研究会三田会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は赤木完爾研究会三田会と称する。

第2条（本部）

本会は本部を慶應義塾大学三田研究室に置く。

第3条（目的）

本会は慶應義塾大学法学部の赤木完爾先生の研究会において、現代国際政治の研究を通じて薫陶を受けた会員が、相互に親睦を深め、相互に啓発して、本会ならびに会員の発展を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 総会の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条（名誉会長）

本会は赤木完爾先生を名誉会長とする。

第6条（正会員）

本会の正会員たる資格を得るためには、次のいずれかの条件を満たすことが必要とされる。

- (1) 学部学生として赤木研究会に在籍し、卒業論文を提出し、研究会の単位を取得して卒業した者。
- (2) 前項の条件を満たさないが、本会の正会員たる十分な理由を有し、総会または幹事会の議決によって承認された者。

第7条（正会員の権利）

本会の正会員は次の権利を有する。

- (1) 総会等、本会の開催する会議及びその他の活動に参加する権利
- (2) 会員名簿を定期的に受け取る権利
- (3) 総会で議決に参加する権利

第8条（正会員の義務）

本会の正会員は次の義務を負う。

- (1) 第3条の目的を達するため、本会の活動に参加する義務。
- (2) 別に定める会費を遅滞なく納入する義務。
- (3) その他、総会、幹事会および役員会の議決または決定に可能な限り協力する義務。

第9条（院生会員）

本会の院生会員たる資格を得るためには、次のいずれかの条件を満たすことが必要とされる。院生会員の権利及び義務は正会員に準ずる。ただし、正会員たる資格を有する場合には、院生会員となることは出来ない。

- (1) 大学院修士課程学生として赤木完爾教授を指導教授とし、修士論文を提出し、修士の学位を取得した者。
- (2) 大学院後期博士課程学生として赤木完爾教授を指導教授とし、博士論文を提出し、博士の学位を取得した者。
- (3) 大学院後期博士課程入学時より一貫して赤木完爾教授を指導教授とし、所定の単位を取得した後に退学(単位取得退学)した者。
- (4) 前項の条件を満たさないが、本会の院生会員たる十分な理由を有し、総会または幹事会の議決によって承認された者。

第10条（学生会員）

本会の学生会員たる資格を得るためには、次のいずれかの条件を満たすことが必要とされる。ただし、正会員または院生会員たる資格を有する場合には、学生会員となることは出来ない。

- (1) 学部学生として赤木研究会に在籍している者。
- (2) 修士課程学生もしくは後期博士課程学生として、赤木完爾教授を指導教授とし、慶應義塾大学大学院に在籍している者。

第11条（学生会員の権利）

本会の学生会員は次の権利を有する。

- (1) 総会等、本会の開催する会議及びその他の活動に参加する権利
- (2) 会員名簿を定期的に受け取る権利

第12条（学生会員の義務）

本会の学生会員は次の義務を負う。

- (1) 第3条の目的を達するため、本会の活動に参加する義務。
- (2) その他、総会、幹事会および役員会の議決または決定に可能な限り協力する義務。

第13条（会員資格の停止）

本会の会員が会員としての義務を履行しない場合、役員会の決定を以て、当該会員の会員資格を停止することが出来る。また、当該会員が義務を履行した場合は、速やかに会員資格の停止を解除する。

第14条（役員）

本会は会務を執行するために次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 執行役員 若干名

第15条（役員を選出）

役員は正会員または院生会員から総会の議決によって選出される。ただし、総会による選出が困難な場合は、幹事会の議決により選出することを可能とする。

第16条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任はこれを妨げない。

第17条（役員任務）

本会の役員は次の任務を負う。

- (1) 会長は本会の会務の運営を主催する。副会長ならびに事務局長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその任務を代行する。
- (2) 事務局は庶務・会計・総会・名簿作成・会計監査等の事務を統括する。
- (3) 執行役員は前項の事務を分掌し、事務の執行につき事務局長を補佐する。

第18条（幹事）

本会は各期毎に2名程度の幹事を選出する。

第19条（幹事選出）

幹事は各期の正会員の互選により選出する。

第20条（幹事任期）

幹事任期は2年とし、再任はこれを妨げない。

第21条（幹事任務）

本会の幹事は次の任務を負う。

- (1) 幹事会を通じて、本会の会務の運営にあたる。
- (2) 幹事会を通じて、役員会によって代行される本会の会務の運営を支援・監視する。
- (3) 幹事会を通じて、事務局によって執行される事務を支援・監視する。

第22条（役員と幹事の兼任）

役員と幹事の兼任はこれを妨げない。

第3章 会議

第23条（会議）

本会の会議は、総会、幹事会、役員会とする。

第24条（総会）

本会は第3条に定める目的を達成するため、次の総会を開催する。

- (1) 定期総会は2カ年に1回開催する。
- (2) 臨時総会は幹事会または役員会が必要と認めた場合、招集する

第25条（総会議事）

総会は次の事項を議決する。また、総会の議長は副会長がこれを務める。

- (1) 本会則の制定ならびに改正
- (2) 決算の報告と承認
- (3) 役員任命
- (4) その他の重要事項

第26条（幹事会）

本会は第3条に定める目的を達成すべく、会務を運営するため、次の通り幹事会を開催する。

- (1) 定期幹事会は1カ年に1回開催する。
- (2) 臨時幹事会は幹事の3分の1もしくは役員会が必要と認めた場合、招集する。
- (3) 幹事会は第18条に定める幹事及び第14条に定める役員により構成される。

第27条（幹事会議事）

幹事会は会務の運営について必要な議決を行うとともに、総会によって議決されるべき事項について、総会の開催が困難と判断される場合には、これを議決する。また、幹事会の議長は副会長がこれを務める。

第28条（役員会）

本会は第3条に定める目的を達成すべく、会務の運営及び事務の執行をするため、次の通り役員会を開催する。

- (1) 役員会は必要に応じて、会長または事務局長が招集する。
- (2) 役員会は、会長、副会長、事務局長および執行役員によって構成される。

第29条（役員会議事）

役員会は会務の運営について必要な決定を行う。役員会の議長は事務局長がこれを務める。

第30条（議決）

本会の議決は、いずれも出席者の過半数の賛成を必要とする。

第4章 会計

第31条（経費・決算）

本会の経費及び決算については、次の通り定める。

- (1) 本会は、会費、寄付金、その他の収入を経費にあてる。
- (2) 決算内容は総会で報告し、承認を得るものとする。必要のある場合には、幹事会で臨時報告をする。

第32条（会費）

本会の正会員及び院生会員の会費は年1000円とする。

第33条（会費の納入）

会費は第24条(1)に定める定期総会時に、翌年度から2カ年分として2000円を納入するものとする。定期総会を欠席した場合、または何らかの理由で定期総会時の納入が不能となった場合には、銀行振込により事務局の指定口座に速やかに納入するものとする。

付則

第1条 本会則は、2003年11月15日から発効する。